改正後	改正前
目次 第一章～第四章　（略） 第五章　雑則（第八十三条の八―第百三十四条） 附則	目次 第一章～第四章　（略） 第五章　雑則（第八十三条の八―第百三十三条） 附則
（厚生労働大臣による老齢基礎年金の受給権者の確認等） **第十八条**　（略） 2　厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、老齢基礎年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の報告を求めることができる。 3・4　（略） （法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限） **第九十九条**　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。 一～二十三　（略） 二十四　第百三十四条の規定による情報の提供の求め 二十五・二十六　（略） （情報の提供の求め） **第百三十四条**　厚生労働大臣は、個人番号利用事務（番号利用法第二条第十項に規定する個人番号利用事務をいう。）を適切かつ円滑に処理するため、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主及び共済組合等に対し、第三号被保険者に係る個人番号その他の事項について情報の提供を求めることができる。	（厚生労働大臣による老齢基礎年金の受給権者の確認等） **第十八条**　（略） 2　厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、老齢基礎年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の報告を求めることができる。 3・4　（略） （法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限） **第九十九条**　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。 一～二十三　（略） （新設） 二十四・二十五　（略） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。